

高額療養費制度(限度額適用認定証)のご案内

入院や手術などで医療費が高額になる場合、所得に応じた自己負担限度額以上の医療費を支払ったときには高額療養費制度が利用できます。お支払い後に申請を行うことで、自己負担限度額を超えた金額は払い戻しを受けることが可能です。

●69歳以下の方

事前に限度額適用認定証の申請を行うことで、医療費のお支払いの金額が自己負担限度額までとなるため、支払いのご負担を軽減することが可能です。

●70歳以上の方

高齢受給者証(70歳～74歳)、後期高齢者医療被保険者証(75歳以上)をお持ちの方は限度額適用認定証の申請手続きが必要ありませんが、現役並所得(3割負担)の方は「限度額適用認定証」の申請が必要な場合があります。また、住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請を行うことで、自己負担限度額を下げる事が可能です。

●申請窓口

加入している保険	窓口
国民健康保険	お住まいの市区役所の保険年金課
全国協会けんぽ	全国健康保険協会各都道府県支部 ※郵送で手続き可
組合・共済健康保険	各共済組合の担当部署
後期高齢者医療	お住まいの市区役所の健康長寿課

●申請時に必要な物

- ・ 保険証
- ・ 印鑑
- ・ マイナンバーカードもしくは通知カードとご本人が確認できる書類

※お手元に限度額適用認定証が届きましたら、入院した月の月末までに1階総合案内へご提示ください。

※限度額適用認定証は申請した月の1日からの適用となるため、月末にご入院の場合には、お早めに手続きをお願いします。(前月にさかのぼることはできません)

※食事の負担額や差額ベッド代などは、高額療養費の支給対象には含まれません。

ご不明な点等がございましたら、総合案内にてご相談ください。